

募 集

男女平等推進センター

女性悩みごと相談員

(嘱託職員)

対象 1941年4月2日以降に生まれた方で、カウンセリングの実務経験を有し、男女平等推進に理解がある方

雇用期間 4月1日～2003年3月31日
勤務日 月16日(月)金曜日(1日8時間以内)
定員 若干名
報酬 市の規定による
選考方法 第1次=書類選考、第2次=面接(3月7日、第1次合格者のみ)
資格 履歴書と自筆の作文「カウンセリングの実務経験を女性悩みごと相談にどう生かすか」(4合格者のみ)

中央収集事務所

ごみのふれあい収集対象者募集

ごみ集積所へごみを出すことが困難な70歳以上の高齢者世帯を対象に、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の訪問収集を行います。

対象 70歳以上で介護保険の要介護2以上の方だけで構成されている世帯及びそれに準じる世帯。親族または近所の支援を受けられず。

募集は随時行い、100世帯に達したら、一度締め切ります。審査を終了決定します。

申し込み 中央収集事務所(☎797・7111)へ。
申請書は中央収集事務所、もよりの在宅介護支援センターにありませう。

リモート対応電話機利用者募集

電話機から簡単にインターネットを利用できるリモート対応電話機を、ご家庭で使用していただける高齢者の方を募集します。

対象 市内に住所を有し、在宅で生活するおむね65歳以上で、既存の情報機器でインターネット情報等の収集が困難な方

内容 FAX機能搭載リモート対応電話機の無償貸与、年1回程度アンケート等の調査にご協力をいただきます。

期間 3月～2004年3月(期間終了後、電話機は無償で差)

申し込み 往復ハガキに住所・氏名・性別・生年月日・電話番号を明記し、2月22日まで(消印有効)に「シルバー人材センター」(〒194 0022、森野1 1 15、わくわくプラザ野田内、☎090・8177・4229、☎090・1217・4212)へ。

生活協力員(LSA)

都民住宅に同居し、高齢者集合住宅(シルバートピア)の同居者に対する生活協力員として活動していただく方を募集します。

資格 ①申込世帯が都民住宅(特定公共賃貸住宅)への入居資格(収入ほか)があり②申込者本人または同居者が生活協力員の業務を行える③おむね55歳までの方

募集戸数等 金森1 2011戸(あき家)
業務 入居者の安否の確認、緊急時の対応及び関係機関との連絡等

待遇 業務に対し、謝礼と家賃の助成金を支給
応募 直接住宅課(☎724・1130)または高齢者介護課(☎724・2140)へ。
決まり次第、募集は終了します。

運営協議会委員

消費生活センターの運営は、公募による委員で構成する運営協議会が市と協力して行っています。この協議会の新運営委員を募集します。

対象 市内在住、在勤の方で消費者活動に意欲があり、定例会、部会など少なくとも月3～4回の会合に出席できる方

営利を目的としての参加はできません。

任期 4月～2003年3月
応募 申込用紙(消費生活センター、市役所市民相談室、森野分庁舎1階、南・なるせ駅前、鶴川・忠生・堺の各市民センター、玉川学園文化・木曾山崎・小山の各センター)にありませう。記入し、3月15日までに消費生活センター(〒194 0013、原町田4 9 8、町田市民フォーラム内、☎725・8805)へ。

消費生活モニター

消費生活に関する学習会や施設見学会などの活動に参加し、意見を述べたい方を募集します。

対象 市内在住で、4月1日現在20歳以上の方(以前モニターに参加した方を除く)

期間 4月～2003年3月
定員 40人
応募 募集案内に添付の申込用紙(町田市民フォーラム、市役所市民相談室、森野分庁舎1階、南・なるせ駅前、鶴川・忠生・堺の各市民センター、玉川学園文化・木曾山崎・小山の各センター)にありませう。3月15日までに記入し、3月15日までに消費生活センター(〒194 0013、原町田4 9 8、町田市民フォーラム内、☎725・8805)へ。

公開しています

申込用紙の郵送を希望される方は、2月25日までに環境保全課(☎724・2711)へご連絡下さい。

日時 2月26日(火)午後6時30分～8時30分
会場 森野分庁舎4階
議題 環境行動指針について
定員 10人(申し込み順)

第4回町田市 行政改革審議会

傍聴を希望される方は、2月17日までに行政管理局(☎724・2108)へご連絡下さい。

日時 2月19日(火)午前9時～11時
会場 市役所本庁舎地下特別会

ひっそり生きる町田の自然

(その24) クロモジ

芳香を放つ楊枝の木

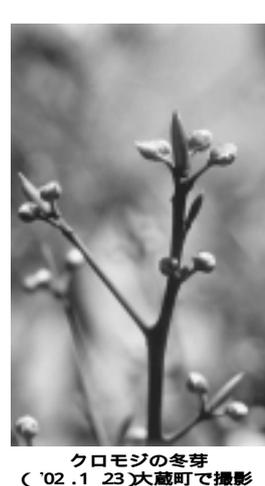
よくあることであるが、その日もまた香を忘れてきた。持って生まれた本の香ではどうも格好が悪い。食欲もわかないヒクヒクク気分も緩んでしまっている。こんなことには慣れつてしまっている。その気には慣れなかつた。そのころの笹や小枝で用が足りるから、小川の土手にちよと手頃な細い枝が伸びていた。緑の肌に薄い紅色を帯び、漆塗りのような美しい輝きを見せつけた。鼻先早速折った箸でひと口、鼻先

まで持っていたその時である。何とも言われぬ香がふわっと漂ってきた。あまりの嬉しさに、食べ終えてもそれを捨てられず持ち帰ってきた。ところが、こんな棒切れなんか、と云って、母はほいと外へ放り投げた。それがクロモジというクスノキ科の落葉低木だと知ったのは、その後になってからである。

しかし匂いというものは不思議なもので、この香りで鼻がくすぐられると遠い昔の思い出が今でも甦ってくるのである。枝の先端が、刺玉にそっくり、と云った人がいる。尖つているのは葉で、その両側に2、3個短い柄の付いたつぼみが見られる。淡黄色の花を3月初旬ころに咲かせるが、まだ1月というのに温暖な日が続いたせいから、つぼみの頭が少し割れ、中から小さな花が顔を覗かせている。

よく見るとこんな小さなつぼみの中に3つも4つもの花が入っている。雌雄異株で雌木には球状の黒い実ができ、昔これから蠟を採取した。また乾燥した枝葉は入浴剤になる。幹の黒い斑点を文字に見立てて黒文字と呼ばれているが「説小毛」に由来するといふ。樹皮の一部を着けた爪楊枝は今日でも和菓子などに用いられているが、日本の伝統的ともいいうべきこの香りを忘れることなく長く伝えたいものである。

(大蔵町・中野進)



クロモジの冬芽 (02.1 23)大蔵町で撮影

国民健康保険税のお支払いは納期限内に

過去5年間の6年度の国民健康保険税の約一割が納められていない状況です。一方、1人あたりの医療費が高額のものが増えており、国民健康保険の運営はかなり厳しい状況となっています。そのため、災害等特別な事なく国民健康保険税を滞納している方に対する措置を厳しくするを得なくなっています。納付遅れている方は早急にお支払下さい。

滞納すると 厳しい措置も

【延滞金】 納期限を過ぎて納付されますと地方税の規定により延滞金最初の1か月は4.1%、以後は14%

【高額療養費・出産費返付の停止】 この場合、滞納保険税を完納していただくか、または一時差止めを滞納保険税に充当していただくかないと給付は一切行われませう。

【高額療養費・出産費返付の停止】 高額療養費及び出産育児一時金等の現金給付の支払いが一時差止めになります。

【給付支払金の時差止め】 資格証明書交付されている方には、給付証明書を交付されている方へ給付支払金を保険料へ充当し、現金給付は行われませう。

理由なく滞納すると以上のよう な措置がとられますので、保険料のお支払いが困難になったときは、すぐに国民健康保険納付係(☎724・2125)へご相談下さい。

滞納すると 厳しい措置も

【延滞金】 納期限を過ぎて納付されますと地方税の規定により延滞金最初の1か月は4.1%、以後は14%

【高額療養費・出産費返付の停止】 この場合、滞納保険税を完納していただくか、または一時差止めを滞納保険税に充当していただくかないと給付は一切行われませう。

【高額療養費・出産費返付の停止】 高額療養費及び出産育児一時金等の現金給付の支払いが一時差止めになります。

【給付支払金の時差止め】 資格証明書交付されている方には、給付証明書を交付されている方へ給付支払金を保険料へ充当し、現金給付は行われませう。

理由なく滞納すると以上のよう な措置がとられますので、保険料のお支払いが困難になったときは、すぐに国民健康保険納付係(☎724・2125)へご相談下さい。

滞納すると 厳しい措置も

【延滞金】 納期限を過ぎて納付されますと地方税の規定により延滞金最初の1か月は4.1%、以後は14%

【高額療養費・出産費返付の停止】 この場合、滞納保険税を完納していただくか、または一時差止めを滞納保険税に充当していただくかないと給付は一切行われませう。

【高額療養費・出産費返付の停止】 高額療養費及び出産育児一時金等の現金給付の支払いが一時差止めになります。

【給付支払金の時差止め】 資格証明書交付されている方には、給付証明書を交付されている方へ給付支払金を保険料へ充当し、現金給付は行われませう。

理由なく滞納すると以上のよう な措置がとられますので、保険料のお支払いが困難になったときは、すぐに国民健康保険納付係(☎724・2125)へご相談下さい。

滞納すると 厳しい措置も

【延滞金】 納期限を過ぎて納付されますと地方税の規定により延滞金最初の1か月は4.1%、以後は14%

【高額療養費・出産費返付の停止】 この場合、滞納保険税を完納していただくか、または一時差止めを滞納保険税に充当していただくかないと給付は一切行われませう。

【高額療養費・出産費返付の停止】 高額療養費及び出産育児一時金等の現金給付の支払いが一時差止めになります。

【給付支払金の時差止め】 資格証明書交付されている方には、給付証明書を交付されている方へ給付支払金を保険料へ充当し、現金給付は行われませう。

理由なく滞納すると以上のよう な措置がとられますので、保険料のお支払いが困難になったときは、すぐに国民健康保険納付係(☎724・2125)へご相談下さい。

滞納すると 厳しい措置も

【延滞金】 納期限を過ぎて納付されますと地方税の規定により延滞金最初の1か月は4.1%、以後は14%

【高額療養費・出産費返付の停止】 この場合、滞納保険税を完納していただくか、または一時差止めを滞納保険税に充当していただくかないと給付は一切行われませう。

【高額療養費・出産費返付の停止】 高額療養費及び出産育児一時金等の現金給付の支払いが一時差止めになります。

【給付支払金の時差止め】 資格証明書交付されている方には、給付証明書を交付されている方へ給付支払金を保険料へ充当し、現金給付は行われませう。

理由なく滞納すると以上のよう な措置がとられますので、保険料のお支払いが困難になったときは、すぐに国民健康保険納付係(☎724・2125)へご相談下さい。

